

## 病児・病後児保育事業における川崎市・八王子市・相模原市との 広域利用協定の締結・拡充について

町田市は、病気中の子どもを環境の整った専用施設で保育する病児保育事業を3施設（別に八王子市及び相模原市との広域利用協定により5施設が利用可能。）、病気の回復期にある子どもを環境の整った専用施設で保育する病後児保育事業を4施設で実施しています。

この度、新たに川崎市と病児保育事業及び病後児保育事業に係る広域利用協定を締結しました。

また、併せて、2014年4月に八王子市、2020年11月に相模原市と締結した広域利用協定についても協定対象事業を拡充し、病児保育事業に加えて病後児保育事業についても広域利用の対象としました。

これにより、新たに町田市民が川崎市の病児保育施設4施設、病後児保育施設3施設、八王子市の病後児保育施設1施設、相模原市の病後児保育施設1施設を利用できるようになり、町田市民が利用可能な施設数がこれまでの12施設から21施設に増加しました。

### ■ 協定締結日

2022年11月30日（水）

※利用開始は2023年1月4日（水）から

### ■ 利用方法等

施設の利用料金や利用方法は、原則、施設がある市の定めによる

### ■ 対象施設

別紙のとおり

担当：子ども生活部 子育て推進課



## 施設位置図(2022年9月時点)



※川崎市は麻生区の病児保育施設のみ記載  
※はやしクリニック キッズ・ケアルームは病後児保育も実施しています。